

## 定 款 改 正 内 容 対 比 表

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (記載省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u></p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>② <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p>第10条 当社は株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第11条～第49条 (記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (現行のとおり)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(単元株式数)</u></p> <p>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1～3. (現行のとおり)</p> <p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p>第9条 (現行のとおり)</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第10条～第48条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>
(新 設)	<p><u>第2条</u> <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
(新 設)	<p><u>第3条</u> <u>本附則第1条から本条までの規定は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>
<p>昭和38年11月20日 制 定  昭和44年10月15日 改 正  昭和44年11月 1日 改 正  昭和46年 6月21日 改 正  昭和47年 6月30日 改 正  昭和48年10月30日 改 正  昭和50年 4月15日 改 正  昭和51年 6月23日 改 正  昭和55年 5月29日 改 正  昭和57年 9月 9日 改 正  昭和57年11月 1日 改 正  昭和58年 5月31日 改 正  昭和59年 6月18日 改 正  昭和60年 6月21日 改 正  昭和61年 4月 1日 改 正  平成 元年 6月30日 改 正  平成 6年 6月30日 改 正  平成11年 6月30日 改 正  平成12年 6月23日 改 正  平成13年 6月28日 改 正  平成14年 6月27日 改 正  平成15年 6月27日 改 正  平成16年 6月29日 改 正  平成18年 6月29日 改 正</p>	<p>昭和38年11月20日 制 定  昭和44年10月15日 改 正  昭和44年11月 1日 改 正  昭和46年 6月21日 改 正  昭和47年 6月30日 改 正  昭和48年10月30日 改 正  昭和50年 4月15日 改 正  昭和51年 6月23日 改 正  昭和55年 5月29日 改 正  昭和57年 9月 9日 改 正  昭和57年11月 1日 改 正  昭和58年 5月31日 改 正  昭和59年 6月18日 改 正  昭和60年 6月21日 改 正  昭和61年 4月 1日 改 正  平成 元年 6月30日 改 正  平成 6年 6月30日 改 正  平成11年 6月30日 改 正  平成12年 6月23日 改 正  平成13年 6月28日 改 正  平成14年 6月27日 改 正  平成15年 6月27日 改 正  平成16年 6月29日 改 正  平成18年 6月29日 改 正  <u>平成21年 6月24日 改 正</u></p>